

熊本県公報

第 1 1 5 6 7 号
平成 19 年 6 月 27 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○特定計量器定期検査の実施.....(産業支援課)	1
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定廃止.....(障害者支援総室)	2
○".....(")	2
○熊本県税証紙代金収納計器及び取扱人の指定の一部改正.....(税 務 課)	3
○定数漁業の許可及び起業認可に係る公示.....(水産振興課)	3
公 告	
○県営土地改良事業の工事完了.....(農村計画・技術管理課)	3
○土地改良区連合役員の就任.....(")	3
○換地処分.....(農村整備課)	3
○県営土地改良事業の工事完了.....(農村計画・技術管理課)	3
○県営土地改良事業計画の決定.....(")	4
○".....(")	4
○".....(")	4
○開発行為工事完了.....(建 築 課)	5
○熊本県共通封筒広告掲載業務の一般競争入札.....(企画課特定政策推進室)	5
○定款変更認可.....(農村計画・技術管理課)	7
○".....(")	7
○".....(")	7
○".....(")	7
○食肉衛生検査システム用パソコン及び関連機器の賃貸借に係る一般競争入札.....(健康危機管理課)	7

告 示

熊本県告示第 582 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、荒尾市、玉名市、玉名郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
長洲町	平成 19 年 8 月 1 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	長洲町町民研修 センター	非自動はかり（計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
南関町	平成 19 年 8 月 2 日	午前 10 時から 正午まで	JA 玉名 坂下 地区支所	
南関町	平成 19 年 8 月 2 日	午後 1 時半から 午後 3 時まで	JA 玉名 南関 供給センター	
玉東町	平成 19 年 8 月 3 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	玉東町役場 駐 車場	
和水町	平成 19 年 8 月 6 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	和水町総合支所 (三加和庁舎)	
和水町	平成 19 年 8 月 7 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	旧 JA 玉名菊 水総合支所	
荒尾市	平成 19 年 8 月 8 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	小岱工芸館	

荒尾市	平成 19 年 8 月 9 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	大島区民館
荒尾市	平成 19 年 8 月 10 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	荒尾総合文化セ ンター
玉名市	平成 19 年 8 月 17 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	JA 玉名 横島 供給センター
玉名市	平成 19 年 8 月 20 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	JA 玉名 天水 野菜集荷所
玉名市	平成 19 年 8 月 21 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	JA 玉名 天水 野菜集荷所
玉名市	平成 19 年 8 月 22 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	玉名市 岱明総 合支所
玉名市	平成 19 年 8 月 23 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	玉名市民会館
玉名市	平成 19 年 8 月 24 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	玉名市民会館

2 所在場所検査

実施期日	実施場所
平成 19 年 7 月 23 日から 平成 19 年 8 月 2 日まで	特定計量器検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項第 1 号 から第 5 号に定めるものにあつては、その計量器の所在場所

3 実施機関

社団法人 熊本県計量協会

熊本県告示第 583 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サー
ビス事業者から廃止の届出があつた。

平成 19 年 6 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
株式会社コムスン 大矢野ケアセンター 上天草市大矢野町中 841 番 地 28	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号六本木ヒルズ森タワー 35 階 樋口 公一	平成 19 年 6 月 1 日	4312600028	居宅介護及 び重度訪問 介護

熊本県告示第 584 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サー
ビス事業者から廃止の届出があつた。

平成 19 年 6 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
株式会社コムスン あらおケアセンター 荒尾市増永木本 2012 番地 8	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号六本木ヒルズ森タワー 35 階 樋口 公一	平成 19 年 6 月 1 日	4310300043	居宅介護及 び重度訪問 介護

熊本県告示第 585 号

昭和 49 年 4 月 1 日熊本県告示第 291 号の 11（熊本県税証紙代金収納計器及び取扱人の指定）の一部を次のように改正し、平成 19 年 5 月 25 日から施行する。

平成 19 年 6 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「吉本伊成」を「齊藤直信」に改める。

熊本県告示第 586 号

熊本県漁業調整規則（昭和 40 年熊本県規則第 18 号の 2）第 8 条第 3 項及び第 21 条第 3 項の規定に基づき、許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

平成 19 年 6 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
げんしき網漁業	げんしき網漁業	熊本有明海
流し網漁業	大目流し網漁業	不知火海
流し網漁業	中目流し網漁業	不知火海
げんしき網漁業	げんしき網漁業	不知火海

2 申請期間

平成 19 年 6 月 27 日から平成 19 年 7 月 4 日まで

公 告

熊本県公告第 567 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 19 年 6 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農用地の保全	上益城中央 2 期（中早 川工区） （甲佐町）	平成 18 年 11 月 23 日	平成 19 年 5 月 18 日	熊本県

熊本県公告第 568 号

八代市八代平野土地改良区連合の役員が次のとおり就任した旨の届出があった。

平成 19 年 6 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
理事	藤 本 徹	八代市郡築 2 番町 134 番地

熊本県公告第 569 号

県営末広地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成 19 年 6 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 570 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 19 年 6 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	上益城中央 （上野 2 工	平成 16 年 8 月 26 日	平成 19 年 3 月 26 日	熊本県

	区) (御船町)			
農業用道路	上益城中央 (上早川工 区) (甲佐町)	平成 18 年 6 月 14 日	平成 18 年 12 月 14 日	熊本県
農用地の保全	上益城中央 (田代工 区) (甲佐町)	平成 16 年 10 月 8 日	平成 17 年 3 月 30 日	熊本県
区画整理	上益城中央 (玉来工 区) (御船町)	平成 15 年 7 月 26 日	平成 19 年 3 月 26 日	熊本県
農業用道路	上益城中央 (船津工 区) (甲佐町)	平成 14 年 12 月 3 日	平成 18 年 3 月 31 日	熊本県
農業用道路	上益城中央 (麻生原工 区) (甲佐町)	平成 14 年 12 月 3 日	平成 18 年 3 月 31 日	熊本県

熊本県公告第 571 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営氷川地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 6 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営氷川地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成 19 年 6 月 28 日から平成 19 年 7 月 26 日まで
- 縦覧場所
氷川町役場

熊本県公告第 572 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営清願寺地区土地改良事業（農用地の保全）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 6 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営清願寺地区土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 縦覧期間
平成 19 年 6 月 28 日から平成 19 年 7 月 26 日まで
- 縦覧場所
あさぎり町役場

熊本県公告第 573 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営玉名 3 期地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公

告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 6 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営玉名 3 期地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 6 月 28 日から平成 19 年 7 月 26 日まで
- 3 縦覧場所
玉名市役所
長洲町役場

熊本県公告第 574 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 6 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字井寺字富屋敷 2927 番 1
275.17 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡御船町大字御船 767 番地
山田 千秋

熊本県公告第 575 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 6 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
熊本県共通封筒広告掲載業務
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
平成 19 年 7 月 27 日から平成 19 年 8 月 31 日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は委託内容総額で行います。
（「入札書作成見本」参照）
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。
 - ウ 入札説明書及び要求仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用します。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 熊本県業務委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうち、有資格者として営業種目の広報・広告（企画・制作）に登録された者であること。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6 の（3）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 平成 19 年 7 月 1 日現在において、同種の営業を 2 年以上営んでおり、実績があること。
 - (6) 熊本県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要

- 綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
4の（1）に記載のとおり
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書（別記第1号様式）を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成19年6月27日（水）から平成19年7月11日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (2) 提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出方法
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県総合政策局企画課特定政策推進室（県庁行政棟本館6階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2015
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成19年6月27日（水）から平成19年7月11日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成19年7月19日（木）午後1時30分から
イ 場所
熊本県庁行政棟本館7階701会議室
- (4) 入札書の提出方法
6の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成19年7月18日（水）午後5時30分までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を6の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札

- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 キ 明らかに連合によると認められる入札
 ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
 ケ 2 以上の意思表示をした入札
 コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
 有効な入札書を提出した者で、予定価格を上回る最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 契約の締結
 ア 契約書の作成の要否
 イ 契約の締結期限
 落札者決定の日から 14 日以内とする。
 ウ 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (6) 契約保証金
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (7) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 576 号

上益城郡益城町益城町土地改良区理事長上田一生から平成 19 年 5 月 7 日付けで申請のあった定款変更については、平成 19 年 6 月 20 日付けで認可した。

平成 19 年 6 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 577 号

八代市八代平野南部土地改良区理事長折口昭博から平成 19 年 5 月 24 日付けで申請のあった定款変更については、平成 19 年 6 月 20 日付けで認可した。

平成 19 年 6 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 578 号

菊池市泗水町土地改良区理事長松岡一俊から平成 19 年 5 月 31 日付けで申請のあった定款変更については、平成 19 年 6 月 20 日付けで認可した。

平成 19 年 6 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 579 号

下益城郡美里町美里町土地改良区理事長長嶺興也から平成 19 年 5 月 31 日付けで申請のあった定款変更については、平成 19 年 6 月 20 日付けで認可した。

平成 19 年 6 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 580 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 6 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

食肉衛生検査システム用サーバ兼クライアントパソコン一式、クライアントパソコン一式及び周辺機器等一式

- (2) 借入物品の規格、品質等
入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 借入期間
平成 19 年 9 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日まで
- (4) 納入期限
平成 19 年 8 月 31 日（金）
- (5) 納入場所
熊本県食肉衛生検査所
- (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60 月賃借料率で計算すること。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目 OA 機器類（業務区分：2）業務委託 第一分類：18）リース・レンタル 第二分類：01）OA 機器類）に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6 の（3）アの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111（内線 6350）ダイヤルイン 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 6 月 27 日（水）から平成 19 年 7 月 6 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 機能等証明書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、納入しようとする物品の機能等証明書を、次により提出し、承認を受けなければならない。
 - (1) 提出期間
平成 19 年 6 月 27 日（水）から平成 19 年 7 月 10 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 - (2) 提出場所
5 に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 承認結果の通知
機能等証明書の承認結果は、文書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県食肉衛生検査所
郵便番号 861-1344 菊池市七城町蘇崎 1341
電話 0968-26-4231
- 6 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成19年6月27日(水)から平成19年7月9日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。
 - イ 交付場所
5に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成19年7月13日(金) 午前11時から
 - イ 場所
菊池市七城町蘇崎 1341
熊本県食肉衛生検査所会議室
 - (4) 入札書の提出方法
6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは5に記載の場所に平成19年7月12日(木)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札執行の際に見積もった1月当たりの額に借入期間月数(60月)を乗じた額の100分の5以上の金額を6の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
 - (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 - エ 記名押印を欠く入札
 - オ 金額を訂正した入札
 - カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - キ 明らかに連合によると認められる入札
 - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ケ 二以上の意思表示をした入札
 - コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - サ その他入札に関する条件に違反した入札
 - (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (5) 最低制限価格
無
 - (6) 契約の締結
 - ア 契約書作成の要否
要
 - イ 契約書の締結期限
落札決定の日から14日以内とする。
 - ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札決定の日から7日以内とする。
 - (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額(1月当たりの賃貸料)に借入期間月数(60月)を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被

保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。